

令和元年 12 月 25 日
住宅金融支援機構

<報道関係各位>

フラット35の不適正利用懸念事案に係る調査結果の追加公表

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：加藤利男）は、令和元年8月30日付け記者発表において、特定の住宅売主と不動産仲介事業者等が関与したフラット35の不適正利用懸念事案113件に係る調査結果と、当該特定の住宅売主と別の不動産仲介事業者等が関与した不適正利用の疑いのある事案が49件あり、調査中であることを公表しました。

この度、当該49件に係る調査を実施しましたので、調査結果を公表いたします。

当該調査結果を踏まえ、不適正利用が確認された案件には、借入金の一括返済を求めるなど、厳正に対処してまいります。また、同様の不適正利用事案が発生しないよう、引き続き、お客さまへの注意喚起の徹底、融資審査の強化を図るとともに、融資実行後のモニタリングも強化してまいります。

【調査結果】

(1) 調査対象

特定の住宅売主及び不動産仲介事業者等が関与した不適正利用の疑いのある49件

(2) 調査期間

平成31年4月～令和元年12月

※当該調査期間中、令和元年8月までは113件の調査を先行して実施

(3) 調査方法

融資申込み時にご提出いただいた書類一式の精査及び居住実態調査を行った上で、お客さまへの面談等によるヒアリングを実施

(4) 調査結果

調査対象49件のうち、面談した42件について、以下の不適正利用の事実があることを確認しました。

不適正利用の内容	件数
融資申込み時点からの投資目的利用及び住宅購入価格の水増し	40件
住宅購入価格の水増しのみ	2件
合計	42件

※ その他の7件については、いずれも面談を拒否されたこと等から、融資申込み時点からの投資目的利用の事実は確認できませんでしたが、契約金額に関する調査に基づき少なくとも住宅購入価格の水増しという不適正利用の事実があることは確認しました。

なお、調査により判明した事案の特徴等については、令和元年8月30日に公表した内容 (https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20190830_im.html) から新たな特徴は見られません。

(参考)

令和元年8月30日に公表した113件のうち、面談困難又は面談に長期の時間を要するとしていた8件についても、面談した1件について、融資申込み時点からの投資目的利用及び住宅購入価格の水増しの事実があることを確認しました。

その他の7件については、いずれも面談を拒否されたこと等から、融資申込み時点からの投資目的利用の事実は確認できませんでしたが、契約金額に関する調査に基づき少なくとも住宅購入価格の水増しという不適正利用の事実があることは確認しました。

当該調査結果を踏まえ、対象の案件には借入金の一括返済を求めるなど、厳正に対処しております。

<報道関係者からのお問合せ先>

住宅金融支援機構 経営企画部 広報グループ

担当：長福、井田、岩尾 TEL：03-5800-8019